議第３号議案

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止等を求める意見書について

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止等を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和７年(2025年)３月１８日

提出者　越谷市議会議員　白　川　秀　嗣
越谷市議会議員　山　田　大　助
越谷市議会議員　山　田　裕　子
賛成者　越谷市議会議員　後　藤　孝　江
越谷市議会議員　小　口　高　寛
越谷市議会議員　土　屋　来　夢
越谷市議会議員　工　藤　秀　次
越谷市議会議員　大和田　　哲
越谷市議会議員　清　水　　泉
越谷市議会議員　大　田　ちひろ

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止等を求める意見書

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和５年１０月に導入された。

この制度は、インボイス発行事業者でない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りが求められるなど、登録を強要されている実態もある。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を強いることとなった。

消費税は赤字であっても否応なく税を課税され、地域経済の悪化は避けられず、経済再生を阻害する要因にもなっている。

令和５年は、個人消費税申告の納税対象は３か月で経過措置として仕入税額控除８割があったが、令和６年より１年分となり、また８割控除は令和８年９月までとなっており、それ以降段階的に減少し、令和１１年１０月からは仕入れ控除の経過措置はなくなる予定となっている。

長引く不況と物価高騰が襲う今、インボイス制度による負担は多くの中小事業者にとって死活問題となっている。また、インボイス制度による負担増加分を価格に転嫁せざるを得なくなり、消費者にとっては更なる物価高騰にもつながる。

このような状況を鑑みて、小規模事業者の経営の持続や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると考える。よって、国においてはインボイス制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月１８日

埼玉県越谷市議会

《意見書提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣